

水産政策審議会第48回漁港漁場整備分科会会議次第

日時：令和4年3月10日（木）午後1時15分～
場所：農林水産省4F 第2特別会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（審議・答申事項）

漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について

（諮問事項）

諮問第380号 行政不服審査請求について

（その他）

4 閉 会

水産政策審議会第48回漁港漁場整備分科会

資料一覧

資料1 第47回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応

資料2 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（案）

資料3 漁港漁場整備長期計画（案）

参考資料1 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更（案）の概要

参考資料2 新たな漁港漁場整備長期計画（案）の考え方について

参考資料3 漁港漁場整備長期計画（現行）

参考資料4 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（現行）

（以下 委員のみ配布資料）

資料4 諮問第380号 行政不服審査請求について

参考資料5 漁港漁場整備法第43条の規定に基づく審査請求について

漁港漁場整備分科会委員

氏名	現職	備考
あらき なおこ 荒木 直子	全国漁協女性部連絡協議会会長	
くどう たかふみ 工藤 貴史	東京海洋大学海洋科学部 海洋政策文化学科准教授	
さかもと まさのぶ 坂本 雅信	千葉県漁業協同組合連合会 代表理事長	
さだいけ ゆき 定池 祐季	東北大学災害科学国際研究所助教	
たに りょういち 谷 綾一	日本遠洋旋網漁業協同組合理事	
はしもと ひろゆき 橋本 博之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
ほりうち せいじ 堀内 精二	(株)ホリエイ代表取締役	

(委員数7名：五十音順、敬称略)

漁港漁場整備分科会特別委員

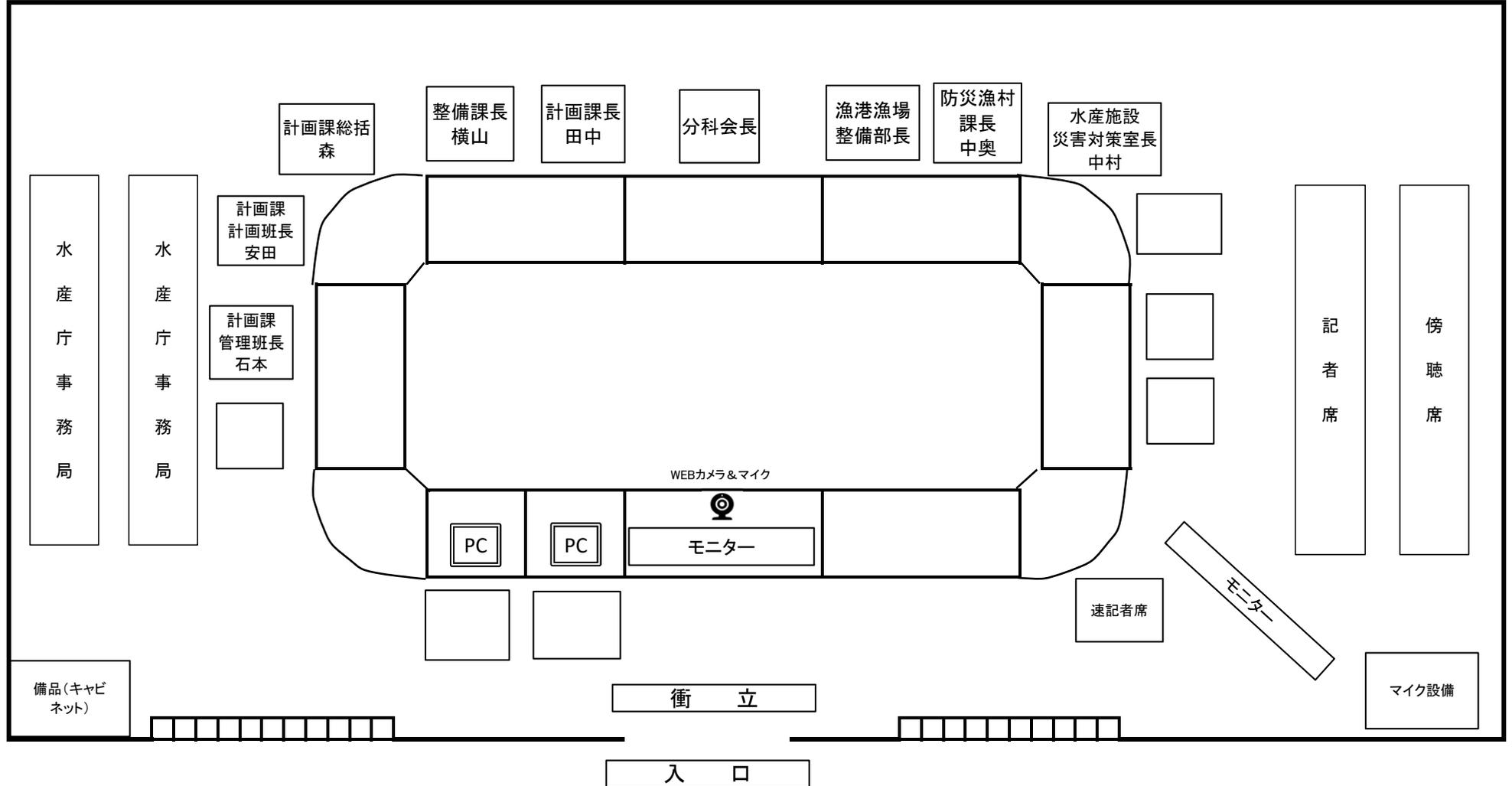
氏名	現職	備考
ふかがわ きおる 深川 沙央里	クリエーションwebプランニング代表取締役	

(特別委員数1名：五十音順、敬称略)

(委員・特別委員数 合計8名)

水産政策審議会第48回漁港漁場整備分科会 座席表

農林水産省 4F 第2特別会議室
令和4年3月10日 13:15~



水産政策審議会第47回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応

No.	分野	委員	意見	対応
1	水産業の成長産業化	深川委員	養殖の整備目標について、種苗確保から流通までの体制整備が現状70%とあるが、熊本県では種苗生産が不安定であり、他県に頼ることも多い状況である。	養殖の整備目標の設定にあたっては、全国の養殖生産拠点地域に対して、①種苗生産・餌料調達、②養殖場所、③陸揚場所～加工施設等の3つの各段階について、地域の将来の生産目標に対して必要な機能が確保されているかどうかを地方公共団体に確認しているところ。 なお、前回会議以降のデータ精査等により、現状値は64%に訂正している。 熊本県においては、ノリ・ブリ類・マダイ・シマアジが養殖生産拠点地域の品目として、位置付けられる予定であり、ブリ類については、種苗生産、養殖場所、陸揚施設等3つの段階について、機能が不足している状況であると聞いています。 こうした状況の改善に向け、引き続き整備の推進に努めてまいります。
2	安定した漁業生産の確保	工藤委員	今後は、特に新たな資源管理との連携が重要であり、その関連の説明は丁寧に進めていく必要がある。	ご意見を踏まえ、新たな資源管理との連携について水産基本計画における書きぶりとの整合を図り、追記することとする。 資源管理と漁港漁場整備の連携については、禁漁区域を設定しながら資源の増殖を図るフロンティア漁場整備などに取り組むとともに、種苗放流のための種苗生産施設の整備について新たに支援を可能としたところであり、引き続き施策を推進してまいります。
3		定池委員	指標の説明資料においては「南海トラフ地震等」という表記になっており、地域の方に対応していくという安心感をもたせるためにも、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についても具体的に言及した方が良いと思う。	ご意見を踏まえ、説明資料等にも日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について追記することとしたい。 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備え、漁業地域の安全・安心の確保を図ることは重要であると認識しており、ご指摘のあった積雪寒冷地であることなどの特性に留意しつつ、対応を進めてまいります。
4		谷委員	漁場や藻場を考えていく上では、浄水機能をもつ山や森林も欠かすことのできないものであるため、漁業者による森づくりの活動が広がることを期待。	漁場環境は、山や流域と密接な関係にあり、連携する取組を進めていくことは重要であると認識しているところ。 このため、流域において行われる森林整備事業との連携や漁業者等による森づくり活動など、引き続き事業の推進に努めてまいります。
5	漁村の活性化	荒木委員	今後、「海業」の成果目標の達成に向け、その活動を広げていくための取組が重要。	施策を実施する市町村、あるいは地元の方々と一体的に施策を進めていくことが重要であり、そのための人材や推進体制の確保に注力する必要があると認識しているところ。 長期計画が策定された際には、実際に現地へ赴いて考え方を説明するとともに、実際の取組が進むよう努めてまいります。
6		坂本委員	外国人材について、加工場や漁船においては働くことができるが、荷さばき所での業務には就労できていない状況。所管部局が違うことは承知しているが、現状として認識しておいてほしい。	水産業の現場では、外国人材も含めて重要な役割を果たしており、国籍、年齢、性別を問わず人材の活躍が重要であると認識しているところ。 就労に関する規制により、一部就労できていない状況があるといったことについても引き続き認識した上で、水産庁としては、不足する人材の確保と安全で快適な就労の場や生活の場づくりを推進してまいります。
7		堀内委員	プレジャーボートの受け入れは全国的に大きな問題になっている。漁業者や漁協との連携がうまくいっていない実態もあり、施策の説明にあたっては、無秩序に受け入れる訳ではないということをしつかりと説明して欲しい。	漁港においては釣りやプレジャーボートの利用は適正に行われることが重要であると考えており、長期計画案においてそのための取組を記載している。説明資料については記載内容の修正をしており、地方等への説明にしっかりと対応してまいります。
8	社会情勢の変化への対応	工藤委員	ブルーカーボンの取組に関連して、カーボンオフセットの考え方が注目されており、引き続き検討していただきたい。	カーボンオフセットの観点からは、藻場の保全を推進するにあたり重要な視点であると認識しているところ。 ご意見を踏まえ、漁業関係団体等との連携の他、企業による社会貢献の取組など様々な活動への働きかけについても追記を行ったところであり、これらの取組に対する支援のあり方について引き続き検討してまいります。

漁港漁場整備事業の
推進に関する基本方針
(案)

令和4年3月

序文

四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすとともに、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。

漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすとともに、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。

また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。

近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。

また、国内の水産物消費量が減少傾向にある一方、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。

先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村では、現在、漁港施設などのインフラ施設の復旧はおおむね完了している一方、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の頻発化・激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。

その他、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を進めることとし、令和2年12月には「漁業法等の一部を改正する等の法律」

(平成30年法律第95号)が施行され、新たな資源管理システムの構築などに向けた取組を推進しているところである。

これらの諸情勢に鑑み、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業について

では、地域における各漁港の適切な役割分担を踏まえつつ、輸出の促進や養殖生産力の向上など水産業の成長産業化に資する生産・流通機能の強化を図るとともに、海洋環境の変化に適応し、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、加えて、災害に強く安全な地域づくりを目指し、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。

また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「^{うみぎょう}海業」という。）の場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。

このような基本認識の下、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 2 に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、さらに、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するため、また、世界の水産物需要が増大している中で、国産水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図るため、漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁

村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。

(1) 漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化

集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、給油・給氷施設などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。

(2) 流通拠点となる漁港などの機能の強化

良好な漁場などから供給される水産物は、サプライチェーンの起点となる漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。

具体的には、水産物流通の集約と併せて市場機能の強化や漁港施設・漁港施設用地の再編・整序を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設整備及び管理運営体制の構築並びに一次加工機能の充実に努めるほか、漁業の構造改革に伴って大型化する漁船に対応した漁港施設の整備を進めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。

(3) 生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化

水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。

具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。

(4) 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産加工施設の HACCP 対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

(5) 養殖生産拠点の形成

養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和3年12月改訂）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。

具体的には、消波堤の整備による静穏水域の確保・活用や漁港施設用地の再編・集約による陸上養殖の展開、種苗生産施設、養殖場、陸揚施設、加工・流通施設などの一体的な整備を推進する。

2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

水産資源の状況は、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。

なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があること、また、地球温暖化により漁場環境が変化していることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直してい

く、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。

(1) 栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化

水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せ、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。

(2) 藻場・干潟などの保全・創造

藻場・干潟などは、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、りんなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、加えて、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留するCO₂由来の炭素）が注目される中、藻場は二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル実現の観点からも重要であり、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干潟などの保全・創造は極めて重要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、藻場・干潟の分布状況や衰退要因及び海水温や底質などの水域環境の変化を広域的視点から把握し、漁業者、NPO、ボランティアなどの協力を得ながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するほか、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証などに取り組む。また、閉鎖性水域においては、ノリ養殖やアサリなどの二枚貝、底生魚介類などの生産安定・回復のため、漁業者などによる取組と連携した漁場環境の改善対策を推進する。

(3) 水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進

地球温暖化による海水温上昇の影響は、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、海洋生物の分布域が変化しているほか、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活発化などによる磯焼けの進行やサンゴ礁の衰退などによる水産資源の減少も予測されており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題とな

っている。このため、貧酸素水塊の影響緩和に努めるとともに、海水温上昇による海洋生物の分布域・生息場所の変化を的確に把握し、その変化に対応した水産物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む。藻場造成に当たっては、現地の状況に応じた高水温に強い種の播種・移植や食害生物対策などを行う。また、水域環境の変化を的確に把握するためのモニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進する。

3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備えが求められるとともに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念される。防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとともに、計画的な漁港漁場施設の機能の維持・保全を推進する。

また、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。

(1) 東日本大震災の被災地における着実な復興

東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。

(2) 漁業地域の防災・減災対策の推進

地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施

設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。

また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のための地域住民や漁業者などとの連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少と高齢化が進行し、地域の人材不足が深刻化するなど活力が低下している。このため、漁港施設などの既存ストックや漁村の魅力的な地域資源を最大限に活用し、海業や都市漁村交流を推進するとともに、生活環境・就労環境の改善を進めることで、漁村のにぎわいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加などにつなげる。

(1) 「海業」による漁村の活性化

都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、ポストコロナを見据えては訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめ

るような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。

このため、地元の理解と協力の下、漁港の利用漁船数が減少するなどの各漁港の利用実態に即した漁港の多様な利活用を図り、海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

具体的には、漁業者自身が新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁村における滞在型旅行である^{なぎさほく}渚泊の受入れなど、海業の取組として、水産業を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用するため、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。

(2) 漁港・漁村における環境の改善

地域の水産業を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。

具体的には、地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

5. 社会情勢の変化への対応

これらの重点課題への対応に当たり、社会情勢の変化に対応していく必要性からその共通する課題として、漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化などによるグリーン化の推進、ICT を活用した漁港漁場施設の利用や整備・維持管理の効率化・省力化、漁業の生産性向上などを図るデジタル社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機とした食生活や働き方の変化などに対応した水産物の提供体制づくりなどによる新たな生活スタイルへの対

応についても併せて取り組んでいく。

II. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、効率よく効果が発現されるよう努めていく。

1. 整備の連携に関する事項

(1) 漁港と漁場の一体整備

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

(2) 関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進

漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業を含む沿岸漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、漁業地域における津波や高潮などからの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携による効果的な対策を図るとともに、自然災害の被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。

2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項

漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、海業など関連産業の場としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と

連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。その際、水産物の品質や付加価値の向上、集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化を目的に漁港機能の再編・集約に取り組むこととし、既存ストックの有効活用、また必要に応じて施設規模の適正化や既存施設の統廃合などによるストックの適正化を推進する。

3. 国と地方の役割分担に関する事項

漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対して助言などを行いつつ、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うこととし、北海道における第3種又は第4種漁港のほか、違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。

4. 工事の効率性の向上に関する事項

(1) 入札・契約制度の適切な運用による品質確保

公共工事は施工する企業や技術者の技術力などにより品質が左右されるため、適切な技術力を有する企業を選定する必要がある。このため、発注関係事務などについて適切に実施し、受注企業を選定に当たっては、工事の目的、内容及び規模を踏まえた公共工事の品質確保に必要な技術力を適正に評価するとともに、中長期的にその担い手を育成・確保する観点から若手や女性の技術者の登用、適正な工期設定による休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の取組、ICTの活用やプレキャスト化などによる生産性向上の取組など、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定する入札・契約制度の適切な運用を行い、工事の品質確保に努める。また、水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を監理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。

(2) 総合的な視点からのコスト縮減

ICTなどの新技術の積極的な活用とともに、計画手法や設計基準の見直しなどによる工事コストの縮減、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの縮減、更には漁港漁場施設の品質向上や予防保全型の

老朽化対策による中長期的な維持管理・更新などに係るライフサイクルコストの縮減などに努め、財政負担の平準化の観点に留意しつつ、総合的な視点からコスト縮減に取り組んでいく。

5. 技術の開発に関する事項

(1) 技術の開発・普及

漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、漁港における生産・流通体制及び養殖生産体制などの強化を図るための拠点形成に必要な施設配置などの計画技術、持続可能な漁業生産の確保のための漁場環境モニタリング及び順応的環境保全・創造技術並びに沖合域における漁場開発技術及び現場条件に適合した高度な施工技術、災害リスクへの対応力強化のための設計外力の設定及び想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術、漁村の魅力と所得の向上に必要な既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全技術に加え、グリーン化の推進に向けた再生可能エネルギー導入や磯焼け対策技術、デジタル社会の形成や感染症対策など生活スタイルの変化への対応に向けたICT活用技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。

(2) リサイクルの推進

建設工事における廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物（水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻など）の活用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

6. 国民に開かれた事業制度に関する事項

(1) 事業評価、政策評価の充実と透明性の確保

事業の計画から実施の過程に至るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を目指し、事業評価を実施していくなど、社会経済情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任

の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。

また、漁業関係者などが、地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するとともに、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。

(2) 住民参加型の事業への展開

国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。

7. 民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者が公共施設用地の占有を許可し、利用を可能とする制度の活用、交流の促進やプレジャーボートの適切な受入れなどにより地域の活性化に漁港施設を有効活用するなど、漁港施設の積極的活用を推進する。あわせて、漁港における民間事業者の長期・安定的な事業展開を図り、加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI（民間資金等活用事業）の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わる

べき「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮するものとする。

（１）漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方

漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性などの規模と配置に係る事項を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。その際、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを十分に考慮することとする。

（２）漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項

次に掲げる漁港漁場施設にあつては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、それぞれ次の指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

イ 係留施設

漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ウ 水域施設

漁船が安全に航行、係留、^{びよう}錨泊などを行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものと

するとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。

エ 輸送施設

水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

カ 水産種苗生産施設

水産動植物の種苗を生産することを目的とし、対象水産動植物の生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

キ 養殖用作業施設

養殖用の資材の補修、組立、稚貝の選別、掃除などの共同作業などに使用することを目的とし、作業環境や安全性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ク 荷さばき所

水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、野積場や製氷冷蔵施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ケ 水産倉庫

水産加工品や魚箱などを保管することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

コ 製氷、冷凍及び冷蔵施設

水産物の鮮度保持を目的とし、水産物の衛生管理の方法に加えて、製氷施設については、漁船や荷さばき所での必要な施氷量、冷凍及び冷蔵施設については、水産物の漁獲量の変動に対応した調整機能などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

サ 加工場

水産物の処理及び加工を衛生的かつ効率的に行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

シ 漁港浄化施設

漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用される用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ス 漁港環境整備施設

広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

セ 魚礁

漁獲の増大、漁業操業の効率化又は対象生物の保護育成を図ることを目的とし、対象生物の分布・行動などの生態及び漁業の実態を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ソ 増殖場

対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること又は増殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

タ 養殖場

対象生物を生産し、若しくは育成すること又は養殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の成育に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

チ 増殖及び養殖を推進するための事業により整備される施設

対象生物の生息状況若しくは生息環境を的確に把握し、又は対象生物の種苗を生産することを目的とし、対象生物に応じて生育状況又は生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ツ 漁場の保全のための事業により整備される施設

漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復などを図ることを目的とし、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の

自然環境や漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法及び工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中においても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。

老朽化施設の修繕・更新に当たっては、予防保全の考え方にに基づき、施設の老朽化の程度を基本とするほか、ライフサイクルコストの縮減の観点から保全工事の実施時期を定め、また、保全工事が集中する場合には、施設の重要性や施設が設置されている漁港漁場の役割などを勘案しつつ優先順位を設定し、施設の機能が十分に発揮されるものとなるよう定める。

(2) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮し、ICTなどの積極的な活用を図りつつ、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。

IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項

(1) 自然環境に配慮した漁港・漁場の整備

再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握や環境配慮型構造物の採用に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっては藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努

める。

加えて、持続的生産体制の構築に向けて、カーボンニュートラルの実現に資するよう、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、漁港における再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネルギー対策の実施、漁船の漁港漁場利用に当たっての効率化による燃油使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組む。

(2) 周辺の自然環境に対する配慮

漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合的な観点から自然環境への影響に配慮していく。

(3) 自然環境の修復と創造

効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化や水域ごとの違いに配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、作れい、着定基質の設置などにより底質・流況の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を母藻の設置、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩類供給などの取組と連携しつつ、積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。

2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

(1) 良好な生活環境・就労環境の確保

漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。

また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、就労環境の改善に努めていく。

(2) 人と自然のふれあいの場の提供

漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。

(3) 漁村の文化などに配慮した整備

漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安らぎの場を確保していく必要がある。

このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。

3. 環境との調和の推進に関する事項

漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。なお、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。

また、我が国周辺水域で展開される海洋再生エネルギー発電設備の設置に当たり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年5月17日閣議決定）に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備に当たっては、その趣旨に十分配慮して実施する。

V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項

国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設などの整備を推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港利

用の規制緩和などとともに、活用する形態に応じた漁港の活用促進のための環境整備を推進する。

2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項

漁港漁場整備事業においては、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するため、年齢、性別や国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動、女性の参画や外国人材の就労・生活環境の整備の促進を図っていく。

(1) 高齢者の活動に配慮した整備

漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動を行うことが可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。

(2) 女性の参画に配慮した整備

漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。

(3) 外国人材の就労・生活環境に配慮した整備

水産業の現場では、漁業分野などにおける外国人材が増加している。そのため、漁港・漁村において、外国人材が円滑に就労し、生活できるよう、就労環境及び生活環境の整備に当たり、多言語表示などに配慮した施設整備を推進していく。

3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があるこ

とから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島では、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有すること、さらに有人国境離島地域においては、その地域の保全及び地域社会の維持の重要性から、これらに配慮した施設の整備を推進していく。

漁港漁場整備長期計画 (案)

令和4年3月

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 3 の規定により、令和 4 年度から令和 8 年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

第 1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

漁港と漁場は、我が国水産業の健全な発展と国民への水産物の安定供給を図るための基盤であり、これまで一貫してその時代の要請を的確に捉えながら、漁港漁場整備長期計画に基づき、総合的・計画的に整備を進めてきた。従前の漁港漁場整備長期計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の下では、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への参画等の水産物の輸出入に関する国際情勢を踏まえた「水産業の競争力強化」等を主要な課題として位置付け、これらの課題に対応した施策を進めてきた結果、全国を代表する水産物の流通拠点となる漁港での衛生管理体制の構築、東日本大震災の被災地における復旧・復興、緊急的な老朽化対策による漁港機能の確保等について、着実な進捗が図られている。

一方で、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少が進み、加えて、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化等により、水産業と漁村を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。その中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図る「水産政策の改革」が実践段階を迎えている。具体的には、新たな資源管理システムの構築、需要に応じた養殖生産を行う「マーケットイン型養殖業」への転換等に向けた取組が進められており、また、農林水産物・食品の輸出額目標¹ 5 兆円の達成に向けた輸出の促進、ICT を活用した適切な資源評価・管理や生産性向上を図るスマート水産技術の活用等の取組が展開されているところである。

また、社会全体としては、国内外における温室効果ガスの排出削減に向けた取組の広がり、様々な分野でのデジタル化の進展に加えて、SDGs への関心の高まりや新型コロナウイルス感染症の拡大等により人々の考え方や行動に変化が生じている。

これらの水産業と漁村を取り巻く状況の変化と水産業の現場や国民のニーズを踏まえ、水産業の基盤となる漁港・漁場に求められる役割を改めて確認し、時代の要請に的確に対応することが必要である。

漁港・漁場の整備により対応すべき具体的な課題として、水産業の成長産業化の実現に当たっては、産地の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減によ

¹ 食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）において、令和 12 年までの目標として設定

り、漁業者の所得向上と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。また、増加する海外の水産物需要を捉え、我が国水産物の輸出を促進するための体制構築が急務となっている。さらに、養殖業においては「養殖業成長産業化総合戦略²」等に基づき、生産目標や輸出目標の達成に向けた主要産地の生産から加工・流通に至る基盤強化等が必要である。

海水温の上昇等海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が顕在化する中で、持続可能な漁業生産を確保するため、漁場整備においては、環境変化への適応と新たな資源管理の取組との連携が必要である。加えて、豊かな生態系を育む場として重要であり、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場・干潟等において、実効性のある保全・回復対策が喫緊の課題となっている。

沿岸部や離島等の条件不利地域に位置し、自然災害に対して脆弱である漁業地域においては、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生が切迫しており、また台風・低気圧災害が頻発化、激甚化する傾向にある。さらに、建設後 50 年を経過した漁港施設等が増加し、老朽化が進行する中、施設のライフサイクルコストの縮減を図りつつ、将来にわたり必要な施設機能を確保していくことは、持続的な漁業生産活動に当たって重要な課題である。このため「国土強靱化基本計画³」や「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策⁴」等を踏まえ、漁業地域の安全・安心の確保等災害リスクへの対応力の強化や施設の効率的かつ効果的な維持管理を進めることが急務である。

漁村に目を向ければ、人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下している。このため、地域水産業の活性化の取組と併せて、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）⁵等の取組により、人々が豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保に繋げていく必要がある。また、漁港・漁村における生産活動を支える人材が減少しており、多様な人材を確保するためにも安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備が重要である。

² 令和 2 年 7 月農林水産省策定、令和 3 年 7 月改訂

³ 平成 30 年 12 月 14 日閣議決定

⁴ 令和 2 年 12 月 11 日閣議決定

⁵ 海業（うみぎょう）とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

以上の点を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を次の3つに整理し、水産基本計画との密接な連携のもと、各種施策と歩調を合わせつつ、漁港・漁場の整備を戦略的かつ計画的に推進することとする。

- (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
- (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
- (3) 「海業」^{うみぎょう} 振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

これらの重点課題への対応に当たり、脱炭素化等によるグリーン化の推進、ICTを活用したデジタル社会の形成、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に伴う生活スタイルの変化への対応についても、共通する課題として取り組んでいくこととする。

第2 実施の目標及び事業量

水産基本法（平成13年法律第89号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的として、第1に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を推進することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次の1から3までのとおりとする。

1 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

(1) 実施の目標

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

(目指す姿)

地域における漁港の適切な役割分担に基づき、漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

(具体の施策)

「浜の活力再生広域プラン」等に位置付けられた漁協の経済事業を強化

する取組との連携の下、圏域計画⁶に基づき、産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約を進め、水産物の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減を図る。

水産物の流通拠点となる漁港⁷等においては、陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備による水産物の保存・出荷調整機能の強化と多様化する消費者ニーズへの対応強化を図る。

漁業の構造改革の取組等に伴う漁船の大型化が進展する中で、漁港整備の早期対応を図るため、漁船の大型化情報の事前共有体制を構築し、大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の計画的な施設整備を加速する。

水産物輸出を拡大するため、マーケットインの発想に基づき、輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化等の対策と地域の協議会による輸出促進の取組等のソフト対策を一体的に推進する。

また、荷さばき所や冷凍・冷蔵施設等において省エネや脱フロン等のための施設や設備の更新及び改修を推進する。加えて、産地市場における漁獲情報の処理の迅速化や省力化等に資するICTの導入を促進する。

さらに、海洋環境の変化等によるブリ類、イワシ類等の漁獲増加に対応するため、漁港等の陸揚・荷さばき機能の強化に迅速に対応するとともに、流通拠点となる漁港等との機能分担の下で、水産物の生産拠点となる漁港⁸においては、安定した漁業生産や生産活動の効率化等に資する施設機能の強化を推進する。

イ 養殖生産拠点の形成

(目指す姿)

養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生

⁶ 圏域計画とは、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備の方向性を定める計画をいう。

⁷ 水産物の流通拠点となる漁港とは、主要な水産物の産地市場を開設している等地域の水産物を集出荷する役割を有する漁港をいう。

⁸ 水産物の生産拠点となる漁港とは、地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港をいう。

産を行う拠点をつくる。

(具体の施策)

マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な養殖水産物の供給体制を構築するため、圏域計画において、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として新たに設定し、静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善による養殖適地の拡大に加えて、種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備や漁港の活用の促進を図る。また、災害・赤潮等の環境変化を的確に把握し、漁業被害の軽減に資する海域環境観測システムの構築を推進する。

さらに、漁港水域における養殖や用地を活用した陸上養殖の展開のため、漁港の利用状況等に応じた水域施設の活用や用地の再編・整序等の利用適正化と用水・排水施設等の整備等の養殖事業者の効率的な生産活動に必要な環境整備を実施する。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

- (ア) 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制⁹の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を、45%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。
- (イ) 水産物の輸出拠点となる漁港¹⁰において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合を、31%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。
- (ウ) 漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において、養殖生産の維持・拡大を図ることで、おおむね100万トンの養殖生産を確保する。

イ 整備目標

- (ア) 流通拠点及び輸出拠点となる漁港において、水産物の高度な衛生管理

⁹ 総合的な衛生管理体制とは、危害要因を排除するための衛生管理対策に加え、その記録の維持管理及び提供が可能な体制をいう。

¹⁰ 水産物の輸出拠点となる漁港とは、水産物の流通拠点又は生産拠点であって、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港をいう。

体制が構築された漁港の割合を、49%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。

（イ）圏域計画に基づき、おおむね20圏域で流通機能の再編・集約等を実施し、水産物の価格形成能力の向上や生産・流通コストの縮減を図る。

（ウ）養殖生産拠点地域において、各地域の生産目標を達成するため、種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る必要な機能が確保された地域の割合を、64%（令和3年度）からおおむね85%に向上させる。

（3）事業量

産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港等のうち、おおむね90地区を水産物の流通機能の強化を図る地区として整備する。

イ 地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね130地区を水産物の生産機能の強化を図る地区として整備する。

ウ 養殖生産拠点地域のうち、おおむね50地区を養殖場や漁港等の養殖生産機能の強化を図る地区として整備する。

2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

（1）実施の目標

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

（目指す姿）

海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

（具体の施策）

（ア）海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

海水温の上昇等の海洋環境の変化により顕在化する漁場変動や魚種変化に適応するため、海域の環境変化等を的確に把握するためのモニタリング及び収集した情報の共有体制の強化を図るとともに、海洋環境の変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備、海流等の変化に対応した浮魚礁等の漁場の施設の再編・整備を推進し、漁業生産の安定・向上、操業の効率化を図る。また、事業の実施に当たっては、国や都道府県等の研究機関との連携体制の構築や調査・実証の強化を図り、最新の知見に基づ

く効果的な事業実施に努める。

(イ) 新たな資源管理の取組と連携した漁場整備

新たな資源管理の着実な推進の方針のもと、沖合におけるフロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備を推進し、水産資源の底上げを図る。また、資源回復・増大を促進するため、高い資源造成効果が見込まれる魚種の種苗生産施設の整備を推進する。

(ウ) 藻場・干潟等の保全・創造の推進

食害生物の分布の拡大や活発化等による藻場の減少、波浪や豪雨等による干潟機能の低下等が懸念される中で、実効性のある対策を実施するため、海域ごとに策定された藻場・干潟ビジョン¹¹に基づき、衰退要因を把握した上で、食害生物の駆除等のソフト対策と海藻が着生しやすい基質の設置や干潟の造成等のハード対策の一体的な実施を推進する。あわせて、一層の効果的な保全対策を図るため、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を進める。

また、広域的なモニタリング体制の構築、複数県にまたがる海域における国と関係地方公共団体との連携体制の構築・強化や漁業者、NPO、ボランティア等の地域の藻場・干潟の守り手の組織化により、藻場・干潟の保全活動推進体制を強化する。さらに、豊かな生態系を育む場としての機能に加えて、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場については、二酸化炭素の吸収量に関する評価手法の開発を踏まえ、水産生物の増殖効果とともに二酸化炭素の吸収効果等の藻場保全の取組の重要性を評価し、更なる取組の促進を図る。あわせて、藻場・干潟同様に多様な水産生物の生息場等の機能を有するサンゴ礁の保全・増殖に向けて、関係する技術の開発・実証等を推進する。

(エ) 閉鎖性水域における漁場環境改善の推進

閉鎖性水域においては、アサリ等二枚貝、底生魚介類、養殖ノリ等の生産安定・回復を図るため、覆砂、作れい、海底耕うん、しゅんせつ等によ

¹¹ ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた行動計画

る底質環境の改善、砕石敷設の施工方法等の新技術の開発・活用を推進する。また、栄養塩類の不足が懸念されている水域については、地方公共団体等と協力・連携し、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究とともに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出、保全活動等を推進する。

イ 災害リスクへの対応力強化

(目指す姿)

頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な施設の維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

(具体の施策)

(ア) 漁業地域の安全・安心の確保

発生が予測されている南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や頻発化、激甚化する台風・低気圧等に備え、想定される地震動や津波高、増大が懸念される沖波波高等に基づく施設的设计条件の点検・見直しを行い、その結果を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化や浸水対策を加速する。漁業地域における大規模津波や高潮等に対する浸水防護に当たっては、漁港施設及び海岸保全施設の連携による効果的な対策を推進する。

災害時の救援活動、緊急物資輸送等の拠点となる漁港や離島航路を有する漁港においては、被災時にあっても必要な機能が確保されるよう施設の機能強化を図り、地域の安全・安心を確保する。また、漁港における就労者や来訪者、漁村における地域住民等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進する。加えて、自然災害からの復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業との連携を図り、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進する。

また、気候変動の影響により将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇等が懸念される中、自然災害への対応とともに港内静穏度の向上等の漁港施設に求められる性能を確保するための適切な設計手法等を導入する。

さらに、こうした自然災害への対応力強化を図るとともに、違法操業を取り締まり、漁業秩序及び安全な操業環境を維持するため、漁港において漁業取締船の係留に必要な岸壁等の整備を推進する。

(イ) 災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

災害発生後において、地域水産業の早期回復を可能にするため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた事業継続計画（BCP）の策定と関係者による定期的な訓練の実施、産地市場等に必要な電力供給を可能とする自立式電源の確保、漁港や養殖場を含む漁場への土砂や流木の流入・堆積に速やかに対応できる体制の整備、水産業共同利用施設の耐震性等の強化を図っていく。あわせて、被災時の円滑な初動対応のため、行政と地域の守り手として重要な役割を果たしている漁港建設業や漁協等との間で継続的に協定の締結等の連携強化を進めるとともに、ICTを活用した被災・復旧状況の情報共有等を推進する。

(ウ) 持続可能なインフラ管理の推進

老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される漁港施設、漁業集落排水施設等について、機能保全計画¹²に基づく予防保全型の老朽化対策への転換と新技術の活用等による施設点検や施工・維持管理の効率化・省力化等を進め、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、将来にわたり必要な施設機能の確保と持続可能な維持管理体制の構築を図る。

また、施設の利用状況に即した施設規模の適正化を推進するとともに、施設機能を見直し、最低限の補修や管理を行う等の合理的な管理手法を検討し、導入する。魚礁や増殖場等の漁場の施設については、埋没や破損等により低下した施設の機能回復による漁場再生を図っていく。

あわせて、施工・維持管理における新技術の導入・普及とともに、漁港漁場施設に関する情報のデータベース化とその利活用の促進、漁港施設等の整備・管理を担う技術者の育成と技術者が不足する市町村への支援、日常点検の効率化のための地域住民、漁業者等との連携・協働の推進を図る。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

(ア) 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね 6.5

¹² 機能保全計画とは、漁港施設等の老朽化対策として、施設の機能を保全するために必要な補修・改修に関する計画をいう。

万トンの水産物を増産させる。

- (イ) 藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる。
- (ウ) 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港¹³の割合を、27%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。
- (エ) 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口¹⁴の割合を、70%（令和3年度）からおおむね85%に向上させる。
- (オ) 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を、46%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。

イ 整備目標

- (ア) 総合的な水産環境の整備を行う全ての海域¹⁵において、海域の環境変化を踏まえた対策を実施する。
- (イ) 水産物の流通拠点となる漁港や災害時に物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、21%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。
- (ウ) 予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある全ての漁港で対策工事に着手する。

(3) 事業量

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保を図るため、次の事業を実施する。

- ア おおむね3.5万haの魚礁や増養殖場を整備する。
- イ おおむね10万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。
- ウ おおむね7千haの藻場及びおおむね2万haの干潟の保全・創造に向け

¹³ 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港とは、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港をいう。

¹⁴ 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口とは、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の発生による被害が想定される漁港背後集落のうち、水産基盤整備事業等により、想定津波高等に対応した避難施設等が確保された漁村の人口をいう。

¹⁵ 総合的な水産環境の整備を行う海域とは、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を行う海域及び藻場・干潟の総合的な対策を行う海域をいう。

たハード・ソフト一体的な対策を実施する。

エ おおむね 400 漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。

オ おおむね 200 漁港で高潮・高波に対応した漁港施設の整備を実施する。

カ おおむね 200 地区で漁村の防災機能の強化を図る施設整備を実施する。

キ おおむね 800 漁港で予防保全型の老朽化対策を実施する。

ク おおむね 200 の漁港管理者において、新たに漁港施設の維持管理における新技術の活用を図る。

3 「^{うみぎょう}海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

(1) 実施の目標

ア 「^{うみぎょう}海業」による漁村の活性化

(目指す姿)

海や漁村に関する地域資源を活かした^{うみぎょう}海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

(具体の施策)

(ア) 漁港の多様な利活用の促進

地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れなど^{うみぎょう}海業等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における^{うみぎょう}海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。あわせて、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。

(イ) 地域活性化の取組との連携による相乗効果の発揮

地域の特性を活かした漁獲物の鮮度向上やブランド化等の漁業所得向上のための取組に加えて、^{うみぎょう}海業等の多様な取組による活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の実践、インバウンドを含む観光需要の回復に向けての^{なぎさはく}ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等による交流人口や関係人口を創出する取組、漁村の町並みや伝統・文化の保全等の漁村の魅力向上に必要な施設整備及び地域のまちづくりの取組との連携を推進する。また、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合等の制度の活用等に

よる地域活性化のための人材の確保・育成を図る。

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

(目指す姿)

年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。

(具体の施策)

漁港において、安全で働きやすい就労環境の確保を図るため、防波堤や防風柵による越波防止や防風等の安全対策、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設の整備を推進する。また、漁港近傍の磯根資源が採捕できる漁場や、漁港を利用した増養殖水面の確保を図り、安全で作業が容易な生産の場を創出する。加えて、^{うみぎょう}海業等の展開による加工施設や交流施設等における新たな雇用機会の創出、地域と民間事業者のマッチングや連携の枠組みづくりを推進する。

また、漁村において、住みやすく快適な生活環境の確保を図るため、漁業集落排水施設、漁業集落道、情報通信基盤等の整備の推進とともに、地元市町村等による漁業後継者の育成や定住促進等の取組との連携を推進する。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

- (ア) 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね 200 万人増加させる。
- (イ) 漁港における新たな^{うみぎょう}海業等の取組をおおむね 500 件展開する。

イ 整備目標

- (ア) 漁港の多様な利活用に向けた取組を行う地区をおおむね 150 地区創出する。
- (イ) 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港において、就労環境が改善された漁港の割合を、69% (令和3年度) からおおむね 85%に向上させる。
- (ウ) 漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合を、80% (令和3年度) からおおむね 95%に向上させる。

(3) 事業量

- ア おおむね 100 地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
- イ おおむね 30 地区で漁港の活用促進に資する整備を実施する。
- ウ おおむね 150 地区で就労環境や生活環境の改善に資する取組を実施する。

4 漁港・漁場の整備の実施における共通課題

上記 1 から 3 までの重点課題に対応する施策の実施に当たり、社会情勢の変化に伴い求められる以下の事項についても共通する課題として取り組む。なお、これらの取組に当たっては、モデル事業の実施や効果の検証等を行いつつ、全国への展開を図る。

(1) グリーン化の推進

政府として取り組んでいるカーボンニュートラルの実現に向けて、漁港・漁場においても、環境負荷の低減や脱炭素化に向けた対応による貢献を目指す。

具体的には、漁港における設備等の電化や給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、漁港・漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進する。加えて、漁船の電化・水素燃料電池化に向けた研究開発等の進展も見据え、漁港における対応のあり方を検討する。また、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する CO₂ 由来の炭素）が注目される中、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造を推進するとともに、漁業関係団体等と連携して、藻場保全活動への社会的な関心を高め、企業による社会貢献の取組など様々な活動にも働きかけを行い、藻場保全の取組を一層強化していく。

なお、洋上風力発電等が導入される海域においては、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を図る。

(2) デジタル社会の形成

漁港・漁場の利用や施設の施工・維持管理に当たっての効率化や省力化を図るとともに、資源評価への活用や漁業の生産性向上にも寄与する ICT の導入を推進する。

具体的には、流通拠点となる漁港における迅速な漁獲報告や市場取引業務の省力化・効率化を可能にする産地市場の電子化の普及、資源評価や操業の効率化、赤潮等の漁業被害軽減に資する海域環境観測システムの活用、漁港・漁場の整備・管理の効率化・高度化を図るための ICT やドローン・ロボット技術

の活用促進、漁港・漁場に関する施設情報のデジタル化・集約化を推進する。

(3) 生活スタイルの変化への対応

少子高齢化や共働き世帯の増加等を背景とした消費者の簡便化志向に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機とした食生活や働き方等の生活スタイルの変化を踏まえ、漁港・漁村における対応を図る。

具体的には、産地における一次加工や産地直送等の消費者ニーズに柔軟に対応できる水産物の提供体制づくり、産地市場等における衛生管理と併せた感染症対策の実施、都市から漁村への移住・定住や交流の受入環境づくりを推進する。

第3 事業の円滑な実施のために必要な事項

1 効率的かつ効果的な事業の実施

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施する。

(1) 事業の効果を相乗的に高める施策連携の推進

ア 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策や地域振興施策との連携の推進

イ 川上から川下に至る森林整備関連施策との連携の推進

ウ 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画等他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進

エ 東日本大震災の被災地における復旧・復興等関連施策との連携の推進

(2) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

ア 事業の果たす役割が広く国民に理解され、支持されるよう、事業評価の厳正な運用、透明性の確保の推進

イ 漁業関係者等にとって、地域の将来の漁港・漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港・漁場整備の将来像の「見える化」の推進

(3) 公共事業の品質確保とコスト縮減の適切な実施

入札契約制度の適切な運用による工事の品質確保とともに、ICTの活用、施設の予防保全の推進等によるコスト縮減の推進

(4) 民間資金・能力の活用

漁港に求められる多様な機能の効率的・効果的な発揮や、^{うみぎょう}海業等による漁村の活性化を図るための民間資金・能力の活用の推進

(5) 国と地方の役割に応じた取組の推進

(6) 循環型社会の構築に向けた取組の推進

水産資源の生育環境の改善等に寄与する間伐材や貝殻等を漁場整備に有効利用する等、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けた取組の推進
(7) 効率的かつ効果的な効果発現に向けた施策の集中化・重点化の推進

2 漁港・漁場、漁村を支える人材の育成と推進体制の強化

水産業の将来を担う人材はもとより、漁港・漁場の整備や維持管理、自然災害等への緊急時の対応、地域活性化の取組等、漁村の多様な課題に対応するための人材・体制が必要とされている。このため、多様な課題に関連する知識・経験を有する地域内外の人材や組織・関係団体と連携し、先進的取組やノウハウの共有等を通じて人材の育成や各種取組の推進体制の強化を図る。

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

【変更のポイント】

水産業の情勢の変化等を踏まえた漁港漁場整備の推進に関する重点施策を見直すとともに、社会情勢の変化への対応の項目を追加

- ①産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
- ②海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
- ③「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

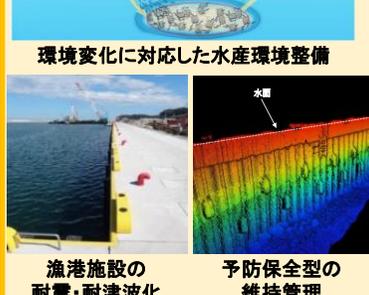
社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進
- ・デジタル社会の形成
- ・生活スタイルの変化への対応

水産業の成長産業化



持続可能な漁業生産の確保



漁村の魅力と所得の向上



社会情勢の変化への対応



II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

【変更のポイント】

- ・国と地方の役割分担に関して、国による漁業取締のための漁港整備や市町村支援強化等の観点を追加
- ・インフラ長寿命化計画(行動計画)の改定(令和3年3月)を踏まえて、コスト縮減等の観点を修正
- ・優先して取り組む技術課題を修正
- ・民間活力の導入にあたっての促進の観点や留意事項を追加

III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

【変更のポイント】

- ・気候変動に対応した設計の考え方等を追加
- ・製氷、冷凍及び冷蔵施設等、新たに補助対象となっている施設を追加

IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

【変更のポイント】

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組等に関する観点を追加
- ・海域ごとの違いに配慮した環境整備の観点を追加
- ・洋上風力発電に関する配慮事項を追加

V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

【変更のポイント】

- ・都市と漁村の交流に「海業」の振興の観点を追加
- ・年齢、性別や国籍などによらない多様な人材の就労環境や生活環境の改善の観点を追加

新たな漁港漁場整備長期計画(案)の 考え方について

令和4年3月
水産庁

新たな漁港漁場整備長期計画について

基本的な考え方

- 水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少が進み、加えて、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化等により、水産業、漁村を取り巻く環境は依然厳しい状況
- 「水産政策の改革」が実践段階を迎え、新たな資源管理、需要に応じた養殖生産への転換、輸出促進等を進めているところであり、さらにグリーン化やデジタル化等の新たな社会情勢の変化への対応が必要
- これらの課題に対応するため水産基本計画との密接な連携のもと、重点的に取り組むべき課題を明確化し、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を推進

漁港漁場整備基本方針に即して、今後5年間（令和4～8年度）に以下の課題に重点的に取り組む

重点課題及び実施の目標

重点
課題
1

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- 地域における漁港の適切な役割分担に基づき、漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

イ 養殖生産拠点の形成

- 養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。

重点
課題
2

海洋環境の変化や 災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

イ 災害リスクへの対応力強化

- 頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

重点
課題
3

^{うみぎょう}「海業」振興と 多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

ア ^{うみぎょう}「海業」による漁村の活性化

- 海や漁村に関する地域資源を活かした海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。

（共通課題）社会情勢の変化への対応（グリーン化、デジタル化、生活スタイルの変化への対応）

情勢変化を踏まえた新たな展開のポイント

現行長期計画の重点課題

水産物の競争力強化と輸出促進

- ◆ 品質や付加価値の向上、生産の効率化やコスト縮減、産地の価格形成能力の向上に資する漁港の生産・流通機能を強化
- ◆ 国内への安定的な水産物供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制を確保

豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

- ◆ 水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備を実施
- ◆ 広域的な藻場・干潟の衰退要因等の把握とハード・ソフト対策を組み合わせた回復対策を実施
- ◆ 海水温上昇等に対応した漁場整備への取組
- ◆ 資源管理と併せた沖合域の漁場整備を推進

大規模自然災害に備えた対応力強化

- ◆ 東日本大震災からの復旧・復興を総仕上げ
- ◆ 災害時の救援活動、物資輸送等の拠点を整備
- ◆ 被災後の水産業の早期回復のための拠点を整備
- ◆ 台風・低気圧災害に備えた施設の耐波性能を向上

漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

- ◆ 漁業所得の向上を通じた地域水産業の活性化、都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問を推進
- ◆ 女性・高齢者等にとって住みやすく働きやすい漁村づくりを推進
- ◆ 施設の長寿命化対策による漁港機能の維持・保全を計画的に推進
- ◆ 漁港ストックの有効活用を推進

情勢変化等を踏まえた新たな展開のポイント

■ 漁船の大型化への対応やHACCP等の衛生管理への対応等生産・流通機能の強化

■ 圏域計画に基づく漁港機能の再編・集約

■ 2030年に水産物輸出1.2兆円を目指す新たな輸出目標

■ 養殖業のマーケットイン型への転換（養殖業成長産業化総合戦略）

■ スマート水産業の推進

■ 海洋環境の変化、主要魚種の不漁

■ 藻場・干潟の保全・創造（カーボンニュートラルへの貢献）

■ 新たな資源管理への対応

■ 台風・低気圧災害の激甚化・頻発化

■ 防災減災・国土強靱化5カ年加速化対策

■ インフラ長寿命化計画（行動計画）の見直し（予防保全への転換）

■ 漁港施設の再編、用地の整序、有効活用による「海業」等の推進

■ 新型コロナを契機とした新たな展開

■ 民間事業者等との連携

■ 人材の確保、就労環境・生活環境の改善

次期長期計画の重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による
水産業の成長産業化

・ 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

・ 養殖生産拠点の形成

海洋環境の変化や
災害リスクへの対応力強化による
持続可能な漁業生産の確保

・ 環境変化に適応した漁場生産力の強化

・ 災害リスクへの対応力強化

「海業」振興と
多様な人材の活躍による
漁村の魅力と所得の向上

・ 「海業」による漁村の活性化

・ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

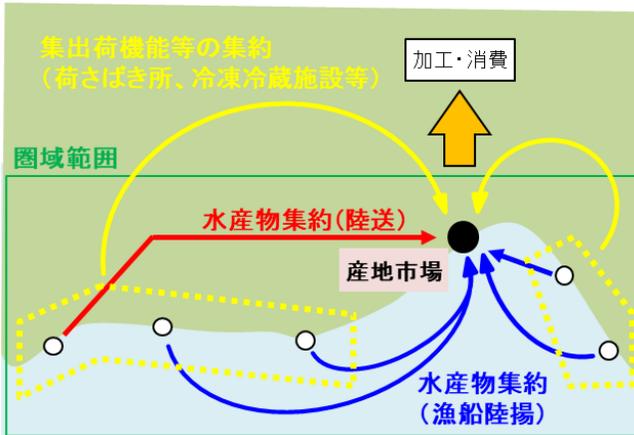
社会情勢の変化への対応

- ・ グリーン化の推進
- ・ デジタル社会の形成
- ・ 生活スタイルの変化への対応

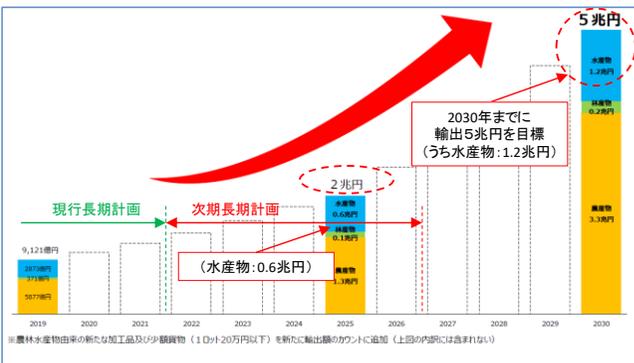
実施の目標（目指す姿）

- 地域における漁港の適切な役割分担に基づき、漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

■ 拠点漁港への機能の集約・再編（イメージ）



■ 農林水産物の輸出目標



■ 拠点漁港における機能の強化



大型漁船に対応した岸壁の整備



岸壁屋根の整備



EU向け輸出が可能な産地市場



超低温冷蔵施設の整備



共同加工施設の整備



ICTの導入

次期長期計画における具体の施策

■ 拠点漁港等の生産・流通機能の強化と輸出促進への対応

- 広域浜プランの取組との連携の下、圏域計画に基づく漁港機能の再編・集約
- 高度衛生管理型荷さばき所の整備推進と冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設などの流通機能を強化
- 漁船の大型化情報の共有体制の構築、大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の計画的なハード整備
- 水産物の輸出促進に向けたハード・ソフト両面における取組を推進
- 産地市場における漁獲情報の処理の迅速化や省力化等に資するICTの導入促進
- 地域の中核的な生産拠点となる漁港の安定生産等に資する施設の機能強化など

新たな漁港漁場整備長期計画の目指す主な成果

重点課題：産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化 (拠点漁港等の生産・流通機能強化)

代表的な成果目標

① 水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、
総合的な衛生管理体制※1の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合

R3：45%
⇒おおむね70%

現行指標の
一部見直し

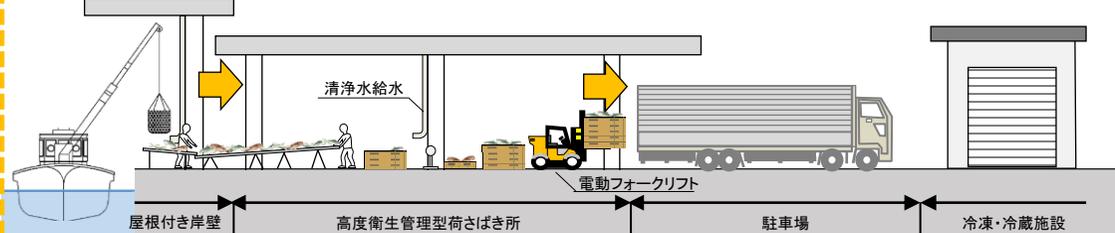
② 水産物の輸出拠点となる漁港※2において取り扱われる輸出水産物のうち、
総合的な衛生管理体制※1の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合

R3：31%
⇒おおむね60%

新規



これらの衛生管理の取組に加え、
・取組を実施した記録の維持管理
・要請等に応じた情報提供が可能となる体制の構築
により、衛生管理に対する総合的管理体制を確立



漁港機能の強化により、低コストで高付加価値の水産物を国内外に供給する拠点を形成

目指す主な成果

整備目標

① 水産物の流通拠点となる漁港や水産物の生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物
を取り扱う漁港において、水産物の高度な衛生管理に対応した体制を構築した漁港の割合

R3：49%
⇒おおむね60%

現行指標の
一部見直し

② 水産物の流通拠点となる漁港等において、漁港の流通機能の再編・集約等を実施した漁港数

おおむね20地区

新規

事業量

ア 水産物の流通拠点となる漁港等における整備地区数

おおむね90地区

継続

イ 中核的に生産活動等が行われる地区における整備地区数

おおむね130地区

継続

※1 各種基準を満足するためのハード及びソフト対策の実施に加え、衛生管理体制の確立に対応した記録の維持管理や、要請等に応じた情報提供が可能な体制

※2 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化②（養殖生産拠点の形成）

実施の目標（目指す姿）

- 養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。

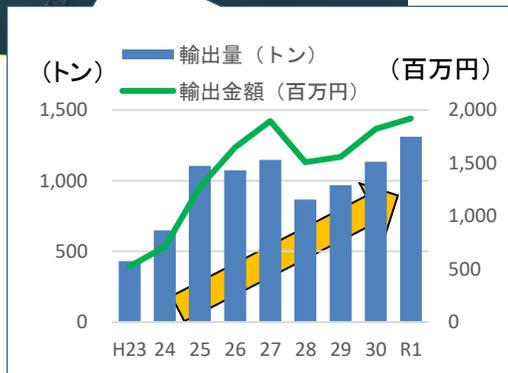
■戦略的養殖品目と成果目標

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標
ブリ類	24万トン	1,600億円
マダイ	11万トン	600億円
クロマグロ	2万トン	—
サケ・マス類	3～4万トン	—
新魚種（ハタ類等）	1～2万トン	—
ホタテガイ	21万トン	1,150億円
真珠	200億円 (2027年)	472億円

資料：水産庁「養殖業成長産業化総合戦略（概要）」より

■養殖場と連携した漁港の一体的整備

- 鹿児島県において、養殖ブリのさらなる輸出拡大に向け、屋根付き岸壁や閉鎖型の荷さばき所を整備し、輸血量・金額の拡大を実現。（薄井漁港）



次期長期計画における 具体的な施策

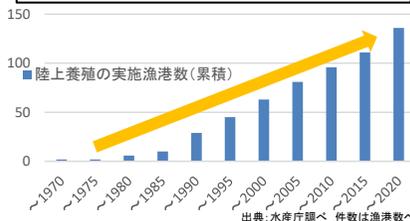
■ 養殖生産拠点の形成

- ・圏域計画において「養殖生産拠点地域」を新たに設定
- ・養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善
- ・種苗の確保から加工・流通等の一体的な施設整備
- ・災害・赤潮などの環境変化を把握するための海域環境観測システムの構築
- ・養殖水産物の増産等に対応するための漁港・漁場施設の活用促進
- ・漁港の利用状況等に応じた水域施設の活用や用地の再編・集約等の利用適正化
- ・用水・排水施設などの必要な環境整備

など

■漁港における陸上養殖の取組

陸上養殖の実施件数は増加傾向
(主な対象魚種は、アワビ、ヒラメ)



漁港用地を活用した陸上養殖（走漁港）

出典：水産庁調べ 件数は漁港数ベース

新たな漁港漁場整備長期計画の目指す主な成果

重点課題：産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
(養殖生産拠点の形成)

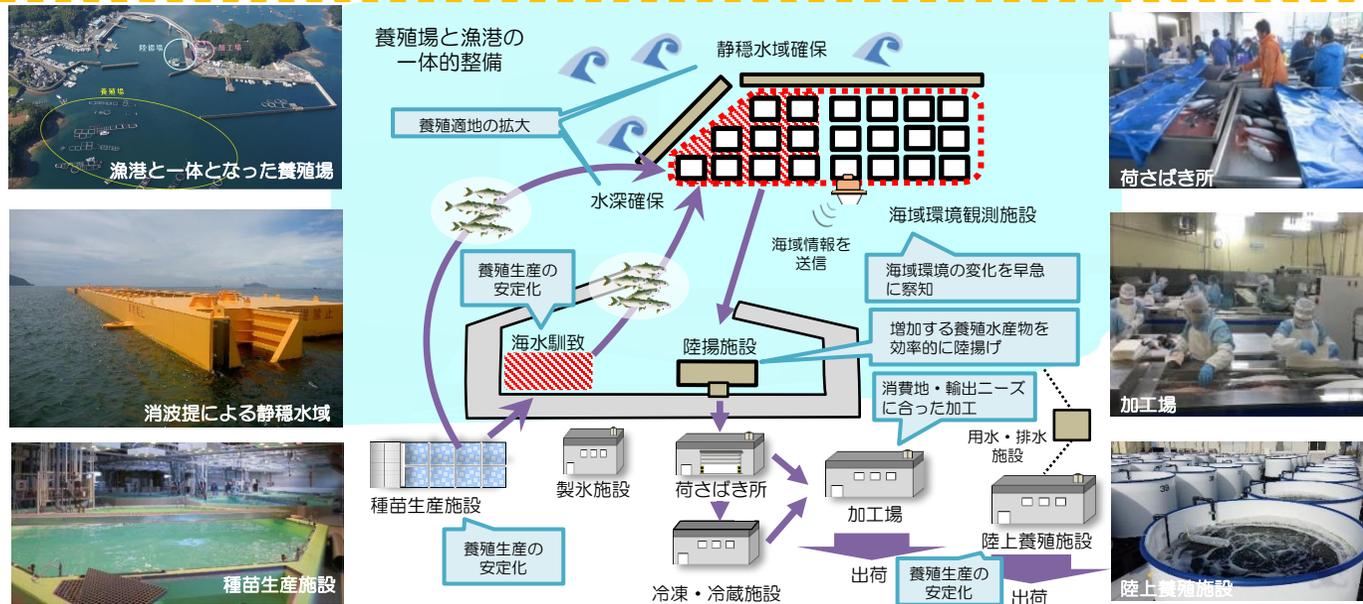
代表的な成果目標

③ 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る
養殖生産拠点地域において、維持・増産により確保する養殖生産量

おおむね100万トン

新規

目指す主な成果



これらの施設の一体的な整備により、養殖産地の生産から流通に至る基盤を強化し、養殖生産を確保

種苗生産、養殖、加工・流通の機能確保と強化を一体的に行い、国内外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点を形成

整備目標

③ 生産目標を達成するための種苗確保から養殖水産物の加工・流通等に至るまでの機能が確保された養殖生産拠点地域

R3 : 64%
⇒おおむね85%

新規

事業量

ウ 養殖生産拠点地域における養殖場や漁港等の機能の強化を図る地域数

おおむね50地域

新規

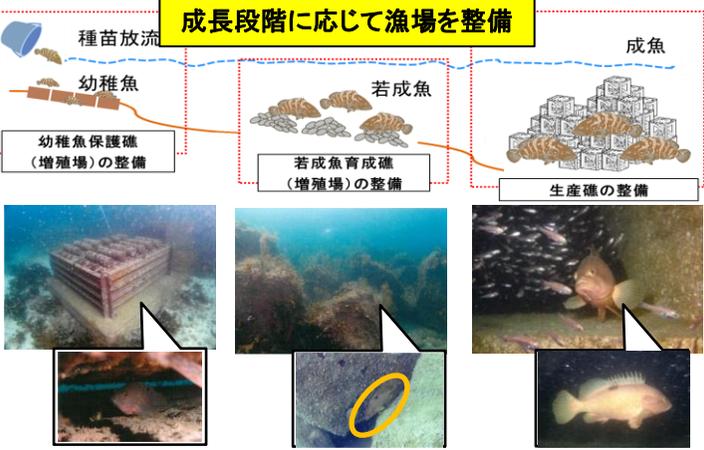
海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保① (環境変化に適応した漁場生産力の強化)

実施の目標(目指す姿)

○ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

■ 魚種変化に対応した漁場整備

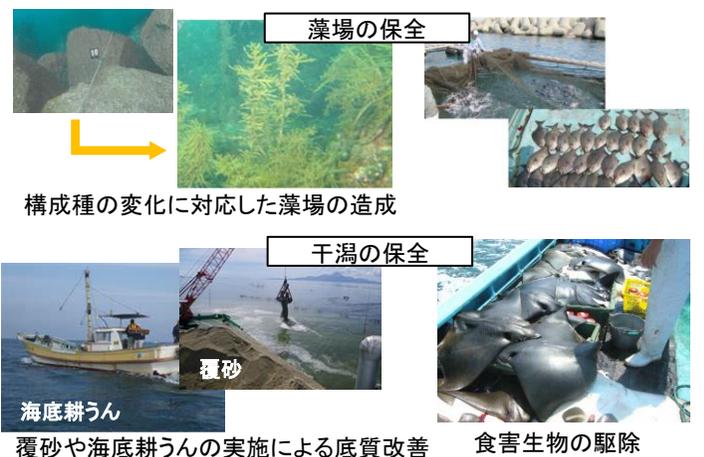
海水温上昇により暖海性魚類であるキジハタにとって生息しやすい海域が拡大したことを踏まえ、キジハタの成長段階に応じた漁場整備を実施(山口県)



■ 資源管理の取組と連携した漁場整備



■ 藻場・干潟ビジョンに基づく効果的な対策の実施



次期長期計画における具体の施策

■ 海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

- 環境変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備
- 海域環境モニタリング・情報共有体制の強化
- 都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化 など

■ 新たな資源管理の取組と連携した漁場整備

- 沖合におけるフロンティア漁場整備や水産生物の生活史に踏まえた広域的な水産環境の整備 など

■ 藻場・干潟等の保全・創造の推進

- 藻場・干潟ビジョンに基づく、ソフト・ハード対策の実施
- 広域的なモニタリング体制等の構築
- 藻場の二酸化炭素吸収効果を踏まえた保全対策の実施
- 閉鎖性水域の漁場環境の改善 など

新たな漁港漁場整備長期計画の目指す主な成果

重点課題：海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
(環境変化に適応した漁場生産力の強化)

代表的な成果目標

① 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により増産させる水産物

5年間で
おおむね6.5万トン

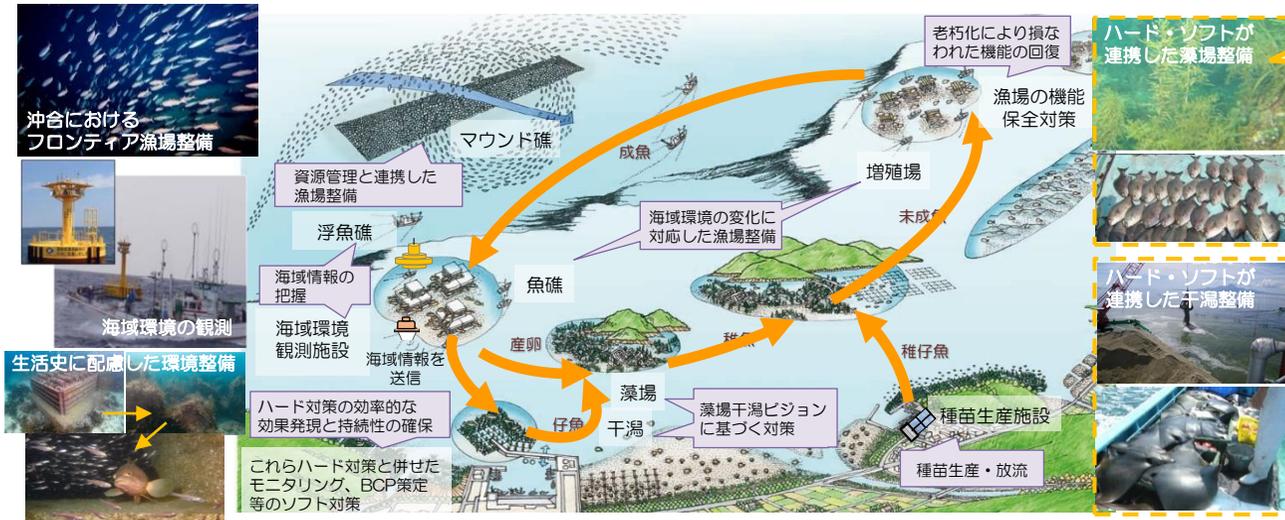
継続

② 藻場の保全・創造の取組により、藻場面積が維持・回復された海域

全ての海域

新規

目指す主な成果



これらの取組により、海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化、新たな資源管理との連携、藻場・干潟の衰退への対応を実施

海洋環境の変化に適応し、持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制を構築

目標	① 海域環境の変化を踏まえ、総合的な水産環境の整備を実施した海域	全ての海域	新規
----	----------------------------------	-------	----

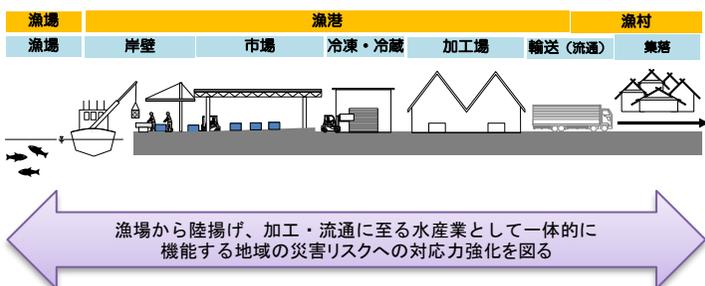
事業量	ア 魚礁や増養殖場の整備	おおむね35,000ha	継続
	イ 漁場の効用回復に資する堆積物除去等の実施	おおむね100,000ha	継続
	ウ 藻場の保全・創造	おおむね7,000ha	現行指標の一部見直し
	ウ 干潟の保全・創造	おおむね20,000ha	現行指標の一部見直し

持続可能な漁業生産の確保② (災害リスクへの対応力強化)

実施の目標(目指す姿)

- 頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な施設の維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

■ 漁業地域における災害リスクへの対応



離島の定期船発着岸壁や防波堤の耐震・耐津波対策



BCP(事業継続計画)の策定・訓練の実施



漁港・漁村における避難対策



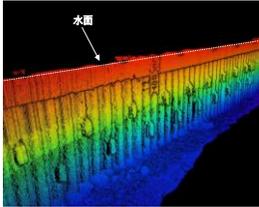
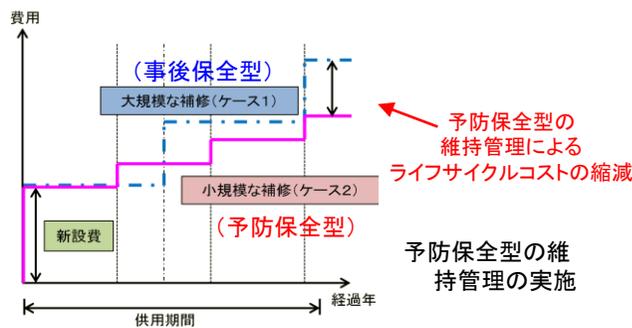
漁場へ流入する土砂・流木等への事前対策

■ 持続可能なインフラ管理の推進

建設後50年を経過する漁港施設の割合

施設名	R2年	R12年	R22年
外郭施設(防波堤等)	21.4%	39.7%	66.0%
係留施設(岸壁等)	11.5%	33.0%	64.8%

※今後30年間に必要な維持管理・更新費は約3.5兆円と推計しており、事後保全の場合の約6.6兆円と比べて約2割低減されている(維持管理・更新費は、今後の新技術開発や社会状況等の要因によりコストの低減が図られることも想定される)。
【水産庁所管の漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、海岸保全施設が対象】



ICTの活用による管理の効率化・省力化

次期長期計画における具体的施策

■ 漁業地域の安全・安心の確保

- ・大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策
- ・将来の気候変動による影響を踏まえた設計手法等の導入
- ・災害時の救援活動、緊急物資輸送等の拠点となる漁港や離島等の生活航路に係る施設の機能強化
- ・漁港・漁村の就労者等避難対策の推進 など

■ 災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

- ・水産業の早期回復のための漁業地域のBCPの策定・訓練の実施、自立式電源の確保 など

■ 持続可能なインフラ管理の推進

- ・機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換
- ・埋没や破損等により機能の低下した漁場施設の機能回復
- ・人材確保と新技術の導入による効率化・省力化 など

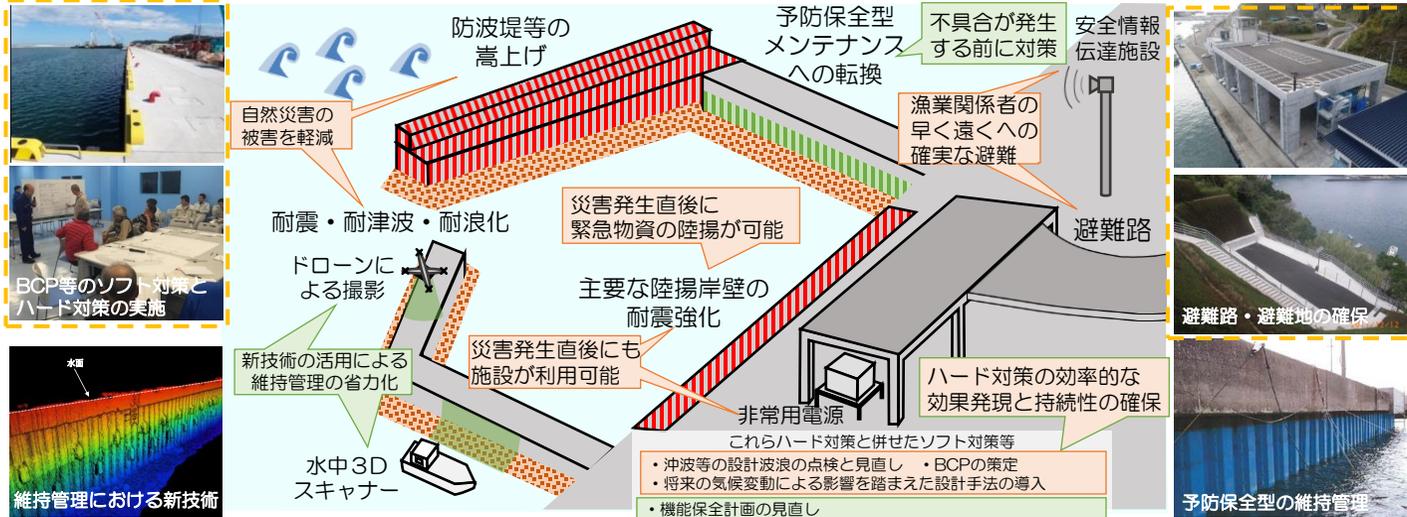
新たな漁港漁場整備長期計画の目指す主な成果

重点課題：海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保 (災害リスクへの対応力強化)

目指す主な成果

代表的な成果目標

- ③ 水産物の流通拠点となる漁港において、被災時の水産業の早期回復体制※1が構築された漁港の割合
※1 事業継続計画等の策定とともに、地震や津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港
 R3：27% ⇒ おおむね70% 現行指標の一部見直し
- ④ 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口※2の割合
※2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の発生による被害が想定される漁港背後集落のうち、水産基盤整備事業等により想定津波高等に対応した避難施設等が確保された漁村の人口
 R3：70% ⇒ おおむね85% 新規
- ⑤ 予防保全型の維持管理により、機能の保全及び安全な利用が行われている漁港の割合
 R3：46% ⇒ おおむね70% 新規



これらの取組により、防災・減災、国土強靱化や災害発生後の地域水産業の早期再開、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を実施

・激甚化する、また発生が切迫する自然災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村をつくる
 ・効率的な維持管理を行い、将来にわたり持続的に漁港機能を発揮する

整備目標

- ② 水産物の流通拠点となる漁港及び災害時に物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震や津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港※2の割合
※2 主要な防波堤及び主要な岸壁において、耐震及び耐津波化対策を講じた漁港
 R3：21% ⇒ おおむね60% 現行指標の一部見直し
- ③ 予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある漁港において対策工事に着手した割合
 5年間でおおむね100% 新規

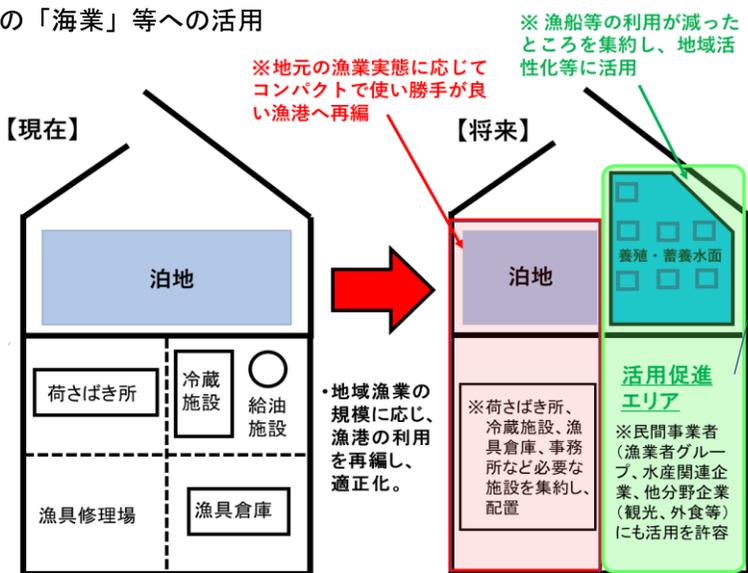
事業量

工 主要施設の耐震・耐津波化	おおむね400漁港	継続
オ 高潮・高波に対応した施設整備	おおむね200漁港	新規
カ 漁村における防災機能の強化のための整備	おおむね200地区	継続
キ 予防保全型の老朽化対策を実施する漁港数	おおむね800漁港	新規
ク 漁港施設の維持管理において新技術を導入した管理者数	おおむね200管理者	新規

実施の目標（目指す姿）

- 海や漁村に関する地域資源を活かした海業（うみぎょう）等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

■ 漁港の「海業」等への活用



■ 事業活動の環境整備

- 越波等による海業施設等への被害を防ぐ防災施設



- 港内水域を活用した増養殖等のための海水交換施設



- その他、安心して事業を行うための防犯施設や陸上養殖等に必要の取水・排水施設などの環境整備

次期長期計画における具体の施策

■ 漁港の多様な利活用の促進

- ・ 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善
- ・ 漁港と地域資源を生かした「海業」等の振興
- ・ 防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備
- ・ 漁港における「海業」等関連産業を集積させていくための仕組みづくり
- ・ 漁港におけるプレジャーボート等の適正利用のためのルールづくりなど

■ 地域活性化の取組との連携による相乗効果の発揮

- ・ ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口や関係人口創出の取組推進
- ・ 地域おこし協力隊などの制度の活用による活性化のための人材の確保など

海業（うみぎょう）

海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの



漁港を活用した増養殖



水産物販売施設



漁村の特性を活かした体験（渚泊）



漁業体験



海を望むカフェ

（海士町HP）

■ 人材確保

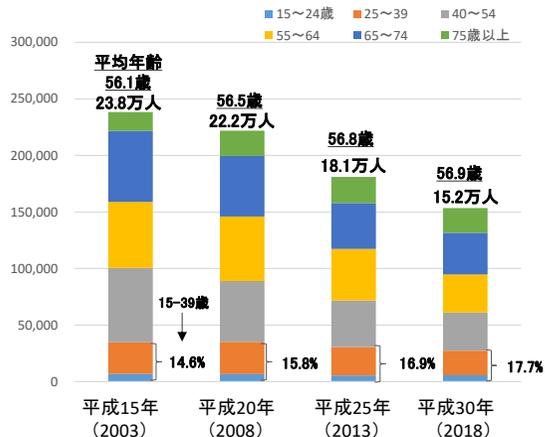
- ・ 地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度などの制度も活用した外部人材の確保



実施の目標(目指す姿)

- 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。

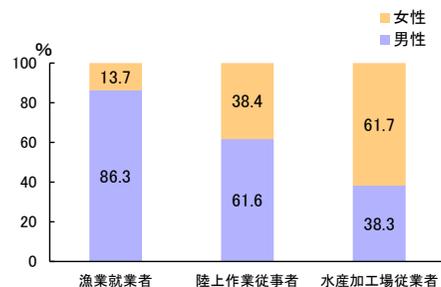
■ 漁業者従事者数の推移



出典: 農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013、2018年)

注1: 2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
注2: 平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中央値を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

■ 水産業に従事する男性・女性の割合



出典: 農林水産省「漁業就業動向調査(平成29(2017)年)」「漁業従業者」及び「2013年漁業センサス」(陸上作業従事者及び水産加工場従事者)に基づき水産庁作成

■ 多様な人材が活躍できる環境整備



漁港の安全対策の実施
(防風施設整備等)



漁村の生活環境の整備
(漁業集落排水施設等)



漁港における就労環境改善対策の実施(浮体式係船岸、屋根施設等)



漁港近傍での増養殖水面の確保(元稲府漁港)

次期長期計画における具体的な施策

■ 多様な人材が活躍できる環境整備の推進

- 越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進
- 浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽労化施設の整備
- 漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備、地元市町村等による定住促進等との連携
- 漁港近傍での磯根資源の採捕が容易な漁場や漁港を利用した増養殖水面の確保
- 加工施設や交流施設などにおける新たな雇用機会の創出

など

新たな漁港漁場整備長期計画の目指す主な成果

重点課題：「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

代表的な成果目標

① 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加

5年間で
おおむね200万人

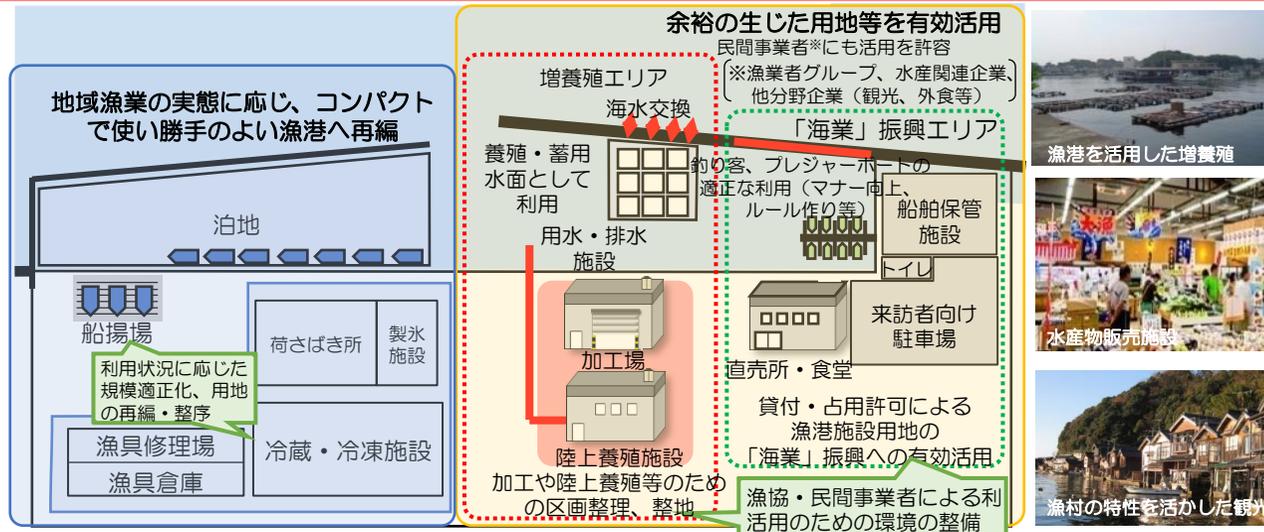
継続

② 漁港における新たな「海業」等の取組件数

5年間で
おおむね500件

新規

目指す主な成果



これらの取組により、漁港を新たに海業や増養殖の場として有効活用するとともに、安全で働きやすい就労環境と快適な生活環境の改善を図る

・海や魚などの地域資源を活かした海業を漁港・漁村で展開し、地域の所得と雇用を増やす
・年齢・性別・国籍等によらず多様な担い手が生き生きと活躍できる漁港・漁村をつくる

整備目標

① 漁港を「海業」等に活用するための取組を実施した地区数

おおむね150地区

新規

② 水産物の流通拠点となる漁港や中核的に生産活動等が行われる地区の漁港において、就労環境が改善した漁港の割合

R3：69%
⇒ おおむね85%

現行指標の一部見直し

③ 漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合

R3：80%
⇒ おおむね95%

継続

事業量

ア 交流の拡大に資する取組

おおむね100地区

継続

イ 漁港の活用促進に資する利用適正化のための整備を実施した地区数

おおむね30地区

新規

ウ 就労環境改善や生活環境の改善に資する対策の実施地区数

おおむね150地区

現行指標の一部見直し

漁港・漁場の整備の実施における共通課題 社会情勢の変化への対応

目指す姿

- 政府として取り組んでいるカーボンニュートラルの実現に向けて、漁港・漁場においても、環境負荷の低減や脱炭素化に向けた対応による貢献を目指す（グリーン化の推進）
- 漁港・漁場の利用や施設の施工・維持管理にあたっての効率化や省力化を図るとともに、資源評価への活用や漁業の生産性の向上にも寄与するICTの導入を推進する（デジタル社会の形成）
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機とした食生活や働き方等の生活スタイルの変化を踏まえ、漁港・漁村における対応を図る（生活スタイルの変化への対応）

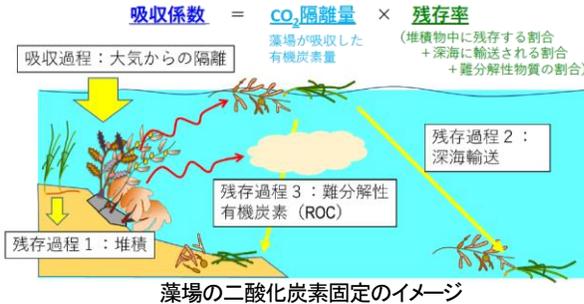
■ グリーン化の推進



漁港施設への太陽光発電、LEDの導入



ICTを利用した効率的な操業
(燃油使用量削減)



次期長期計画における具体的な施策

■ グリーン化の推進

- ・ 漁港における省エネ対策、設備の電化、再生エネの導入の促進
- ・ 漁港・漁場利用の効率化による燃油使用量の削減
- ・ 二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造の取組強化 など

■ デジタル社会の形成

- ・ 産地市場への電子化の導入を促進
- ・ 海域環境観測システムの設置、取得情報の共有と活用を推進
- ・ 漁港・漁場の整備・管理の効率化、高度化を図るためのICTやドローン・ロボット技術の活用促進 など

■ 生活スタイルの変化への対応

- ・ 消費者ニーズに柔軟に対応した水産物の提供体制づくり
- ・ 地方回帰への動向を捉えた移住・定住や交流の受入環境づくり など

■ デジタル社会の形成



タブレット端末

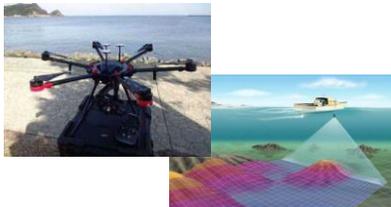


入札モニター

産地市場へのICTの導入



海域環境観測システムの設置



新技術を活用した整備や管理

■ 生活スタイルの変化への対応



消費者ニーズへの対応(加工、産直など)



漁村の魅力まるごと体験

地方回帰
(移住・定住・交流)



入場管理

感染症対策等
(荷さばき所等への入退場管理)

事業の円滑な実施のために必要な事項

事業の円滑な実施のために必要な事項

1 効率的かつ効果的な事業の実施

- 事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施する。
 - (1) 事業の効果を相乗的に高める施策連携の推進
 - ア 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策や地域振興施策との連携の推進
 - イ 川上から川下に至る森林整備関連施策との連携の推進
 - ウ 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画等の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進
 - エ 東日本大震災の被災地における復旧・復興等関連施策との連携の推進
 - (2) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保
 - ア 事業の果たす役割が広く国民に理解され、支持されるよう、事業評価の厳正な運用、透明性の確保の推進
 - イ 漁業関係者等にとって、地域の将来の漁港・漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港・漁場整備の将来像の「見える化」の推進
 - (3) 公共事業の品質確保とコスト縮減の適切な実施
 - 入札契約制度の適切な運用による工事の品質確保とともに、ICTの活用、施設の予防保全の推進等によるコスト縮減の推進
 - (4) 民間資金・能力の活用
 - 漁港に求められる多様な機能の効率的・効果的な発揮や、海業等による漁村の活性化を図るための民間資金・能力の活用の推進
 - (5) 国と地方の役割に応じた取組の推進
 - (6) 循環型社会の構築に向けた取組の推進
 - 水産資源の生育環境の改善等に寄与する間伐材や貝殻等を漁場整備に有効利用する等、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けた取組の推進
 - (7) 効率的かつ効果的な効果発現に向けた施策の集中化・重点化の推進

2 漁港・漁場、漁村を支える人材の育成と推進体制の強化

- 水産業の将来を担う人材はもとより、漁港・漁場の整備や維持管理、自然災害等への緊急時の対応、地域活性化の取組等、漁村の多様な課題に対応するための人材・体制が必要とされている。このため、多様な課題に関連する知識・経験を有する地域内外の人材や組織・関係団体と連携し、先進的取組やノウハウの共有等を通じて人材の育成や各種取組の推進体制の強化を図る。

新たな漁港漁場整備長期計画（案）（令和4～8年度）

漁港漁場整備長期計画の基本的な考え方

- 水産資源の減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少に加え、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の激甚化等により、取り巻く環境は依然厳しい状況
- 新たな資源管理、需要に応じた養殖生産への転換、輸出促進を進め、グリーン化やデジタル化等の新たな社会情勢の変化への対応が必要
- これらの課題に対応するため水産基本計画との密接な連携のもと、取り組むべき重点課題を明確化し、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を推進

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

「海業」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

実施の目標と目指す姿

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 地域における漁港の適切な役割分担に基づき、**漁港機能を再編・強化**し、サプライチェーンの起点として、**低コスト**で高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の**需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点**をつくる。

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した**持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制**をつくる。

イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、**しなやかで強い漁港・漁村の体制**をつくる。効率的な維持管理等を行い、将来にわたり**漁港機能を持続的に発揮**する。

ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 海や漁村に関する地域資源を活かした海業等を漁港・漁村で展開し、**地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す**。

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる**漁港・漁村の環境を整備**する。

（共通課題）社会情勢の変化への対応（グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応）
（事業の円滑な実施）施策連携の推進、整備の将来像の見える化、人材の育成・推進体制の強化

主な成果目標

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合

45% (R3) ⇒ **おおむね70% (R8)**

- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量

おおむね100万トン 等

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量

5年間でおおむね6.5万トン

- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる

- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合

27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8) 等

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加

5年間でおおむね200万人

- 漁港における新たな「海業」等の取組件数

5年間でおおむね500件

主な整備目標・事業量

- 流通拠点漁港や輸出拠点漁港において、水産物の高度な衛生管理に対応した体制を構築した漁港の割合

49% (R3) ⇒ **おおむね60% (R8)**

- 生産目標を達成するための種苗確保から養殖水産物の加工・流通等に至るまでの機能が確保された養殖生産拠点地域の割合

64% (R3) ⇒ **おおむね85% (R8)**

- 流通拠点漁港等における整備地区数

5年間でおおむね90地区 等

- 総合的な水産環境の整備を行う**全ての海域**において、**環境の変化を踏まえた対策**を実施する

- 流通拠点漁港や防災拠点漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合

21% (R3) ⇒ **おおむね60% (R8)**

- 藻場の保全・創造に向けたハード・ソフト対策の実施面積

5年間でおおむね7,000ha 等

- 流通拠点漁港や生産拠点漁港において、就労環境が改善された漁港の割合

69% (R3) ⇒ **おおむね85% (R8)**

- 漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合

80% (R3) ⇒ **おおむね95% (R8)**

- 漁村への訪問者の増加に資する施設の整備

5年間でおおむね100地区 等